

◇大阪市下水道条例の一部を改正する条例

- 1 下水道法施行令の一部改正に伴い、除害施設の設置等に関する基準を改めることにしました。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(建設局下水道部下水道資源循環課)